

「総合口座取引規定」(ひな形) 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1. 〽 (省 略)</p> <p>13.</p> <p>14. <u>(休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</u> <u>(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</u> <u>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合(当組合の当該各取引の規定により取扱います。)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(平成29年12月29日現在)</u></p>	<p>1. 〽 (同 左)</p> <p>13. <u>(追 加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(平成28年7月1日現在)</u></p>